あじま一館トライアルサウンディング実施要項

トライアルサウンディングは、町が保有する公共施設等の暫定利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。町は、民間事業者の事業集客力、信用、施設との相性などを確認することができ、民間事業者は、立地、使い勝手、採算性などを確認することができます。

公共施設等の持つポテンシャル、魅力を最大限に引き出すため、民間事業者の皆様と公共施設の持つ可能性について調査することが目的です。トライアルサウンディングの結果を踏まえて、本格利用希望者の募集について検討します。

２．期待される効果

本事業により、次のような効果が期待できると考えています。

〇提案事業者のメリット

・久米島町公共施設でアイデアのニーズがあるか、コンセプトがマッチしているか、確認することができます。
・立地、使い勝手、必要な設備、投資額の感触をつかむことができます。
・本格運営ではなく短期間での実施により、リスク負担が少なく参入しやすい。
・収益性など、市場ニーズを確認することができます。

〇本町のメリット

・早い段階で市場性を確認することで、幅広い検討・事前の課題発見が可能になります。
・短期間、季節感のあるイベントの誘発につながります。
・民間事業者からの提案による、公共施設の魅力・アピール力の向上につながります。
・民間事業者の事業集客力、施設との相性などを確認することができます。

３．スケジュール

日　　程	内容
令和８年11月20日	実施要項の策定・公表　募集開始
令和８年11月20日～11月30日	トライアルサウンディング参加希望事業者募集期間
令和８年12月１日～12月４日	トライアル事業者選定・確定
令和８年12月７日～	トライアル利用実施

４．対象施設

今回のトライアルサウンディングの対象施設は「あじま一館」です。同施設の効果的な活用方法について民間事業者の提案を募集します。

５．実証内容（トライアルサウンディングにより実証したいこと）

施設の活用方法について以下の仮説を実証するため、トライアルサウンディングを実施します。それぞれの実証内容は以下を基本とし、詳細については事業者との対話を行い決定します。

【仮説①　あじま一館における賑わい創出と交流拠点としての活用可能性】

あじま一館の施設内の空きスペースや多目的広場、駐車場等を活用することで、新たな賑わいの創出が期待されます。そこで、キッチンカー等による飲食販売や久米島の特産品・お土産品等の物販、マルシェや各種イベント、体験プログラム等を試験的に実施し、地域住民や観光客の利用動向、ニーズ等を調査することにより、施設の魅力向上や交流機会の創出、観光消費の拡大に向けた効果的な活用方法を検証します。

〈想定される調査項目〉

- 同施設への訪問者数
- 訪問者の属性（観光客・町民等）
- 飲食・物販等の利用者数及び消費額
- イベント・体験プログラム等の参加者数及び満足度
- 利用者ニーズ及び施設の活用に対する意向
- 継続的な事業実施の可能性
- 施設の有効活用に必要な設備や運営体制

６．トライアルサウンディングの流れ

1	事前相談・現地調査	事務局と日程調整のうえ随時実施。
2	暫定利用受付	暫定利用を希望する民間事業者から提案を受付。 提案時には、９.利用申請方法（1）書類提出に示す（ア）～（オ）の書類を提出してください。
3	提案審査	提案内容を事務局で審査します。 トライアルサウンディングの趣旨に合致する暫定利用の場合、実施事業として認定します。
4	使用許可	事務局から認定事業者へ、許可書を交付します。
5	暫定利用	許可内容に応じた暫定利用を実施。
6	モニタリング・ヒアリング 使用実績報告（レポート）提出	暫定利用中及び終了後、利活用方法について意見交換を行います。使用実績報告に記載していただく内容は、来場者数など事業内容に応じて町で決定します。

※トライアルサウンディング実施後は、暫定利用者からの提案、意見等を踏まえて事業化の方針、公募条件を速やかに検討し、条件が整った段階で事業者募集を行います。

７．参加資格条件等

（１）参加者の条件

（ア）対象者

トライアルサウンディングにより暫定利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます。）は、提案内容を実行する意思と能力（資格）を有する民間企業、ＮＰＯ法人等の法人、個人事業主または任意団体とします。

（イ）役割分担

利用希望者は、単独またはグループ（複数の企業・団体等の共同体をいいます。）とし、グループで応募する場合には、参加表明時に利用希望者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

（２）利用希望者の除外要件

次のいずれかに該当する利用希望者はトライアルサウンディングに参加することができません。

（ア）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当するもの。

（イ）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者。

（ウ）久米島町暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員及び同上第３号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。

（エ）久米島町建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けている者。

（オ）法人税、消費税若しくは地方消費税又は町税を滞納している者。

（カ）宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者。

８．留意事項

（１）費用負担

暫定利用に係るすべての経費は、暫定利用者が負担するものとします。また、暫定利用により発生した廃棄物等は暫定利用者の責任のもと、適切に処理するものとします。

（２）提出書類の取り扱い

（ア）著作権の取り扱い

提出書類の著作権は、利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

（イ）無断使用の禁止

利用希望者の提出書類については、提案審査以外で利用希望者に無断で使用しません。また、第三者に情報を漏らしません。

（ウ）法令等の遵守

提案にあたっては、事前に利用希望者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時

における法令適合のリスクは暫定利用者に帰属することとします。

（３）その他

提案の実施にあたっては、当該施設の現運営事業者及び施設所管課と十分協議のうえ行うこととします。

９．利用申請方法

（１）書類提出

利用希望者は、次の書類を提出するものとします。

（ア）行政財産使用許可申請書（町様式）

（イ）暫定利用　事業概要説明資料（様式１）

（ウ）住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）※申請日から3か月以内に取得したもの。

（エ）誓約書（町様式）

（オ）その他、町が求める資料

（２）事前相談等

（ア）事前相談

・提出書類作成のために、事前相談を受け付けます。

・事前に相談を希望する場合は、事務局へお問い合わせ下さい。

（イ）現地調査

・現地（施設）調査を希望する場合は、事前に事務局と日程調整を行ったうえで実施することとします。

・現地調査にあたっては、施設管理者及び利用者への迷惑を及ぼさないこと、施設運営者に支障のない範囲で行うこととします。

10．提案の要件

（１）提案内容について

提案内容は、次のすべてに該当するものとします。

（ア）対象施設に関するものとします。

（イ）確実に実施できる利用内容とします。

（ウ）利用者の利便性、サービス及び満足度が向上する提案内容であること。

（エ）暫定利用にあたって、町の財政負担を求めるものではないこと。

（２）提案の対象外となるもの

次に掲げるものは提案の対象外とします。

（ア）政治的または宗教的活動

（イ）青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等

（ウ）騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為

（エ）「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年 法律第77号）

第2条 第5号に規定する指定暴力団等の活動

（オ）公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動

（カ）その他、町が本事業との関連性が低いと判断する行為

11. 事業実施にあたって

（１）事業実施

許可書が交付された暫定利用者は、許可書に記載された条件のとおり公共施設等を使用し、申請した利用内容に応じた事業を実施することができます。なお、暫定利用期間は、許可書を携行するようにしてください。

（２）本町の支援体制について

事務局は、関係部署と連携しながら、可能な限り暫定利用者に協力し、共に事業を創り上げることとします。その際、行政の都合や条件等を後付することはありません。

（３）事業の中止

申請した利用内容に反するなど、トライアルサウンディングの目的から逸脱し、町からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止していただきます。

12. モニタリング・ヒアリング

（１）モニタリング

使用期間中に事務局が実施するモニタリング調査について、暫定利用者は協力することとします。

（２）ヒアリング

暫定利用期間が満了した後に、ヒアリングの場を設けることとします。その際に、暫定利用は利用実績等をまとめた資料を町に提出するものとします。

13. 申込先・連絡先

事務局

〒901-3193 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉2870番地

久米島町役場商工観光課（担当：宮里・釘宮）

TEL:098-985-7131　FAX：098-985-7080　Mail:syokokanko@town.kumejima.lg.jp